

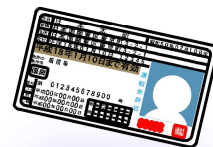
高齢者講習制度の改正について

～70歳以上の方の運転免許更新手続き変更(令和4年5月13日から実施)のご紹介～

○ 70歳～74歳の方

高齢者講習(2時間)

- 講義 ○運転適性検査
- 実車指導



更新手続き

○ 75歳以上の方

(高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の受検・受講順序は問いません。)

高齢者講習(2時間) ※注1

- 講義 ○運転適性検査
- 実車指導



更新手続き

認知機能検査 ※注2

運転技能検査 ※注3

《注意事項》

※ 注1 高齢者講習

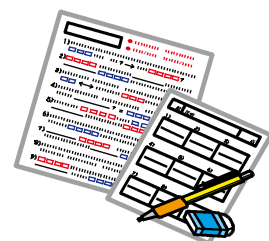
これまでと異なり、認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されました。(普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査対象の方は、実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習になります。)



※ 注2 認知機能検査

検査結果で「認知症のおそれあり」と判定された方は、医師の診断が必要です。

事前に認知症でない旨の診断書を提出した場合などは、認知機能検査が免除されます。



※ 注3 運転技能検査

一定の違反歴がある方が受検対象者です。運転機能検査に合格しなければ、免許証の更新を受けることができなくなります。

運転技能検査は、繰り返し受検することができます。

